

⑩<<農林水産業>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は 困難とさせている規制等の 内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関 係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
		01 ICや空港ゲートと一般道の結節点等の 周辺における空港関連産業等への活 用の弾力化 (農振除外要件の緩和)	成田空港周辺9市町内にある以下の三つのエ リアの土地利用の弾力化を図りたい ・インターチェンジの周辺範囲3km以内 ・空港ゲートと一般道との結節点半径5km以内 ・国道と国道の交差点半径3km以内	農業振興地域からの除 外に伴う手続き	農業振興地域の整備に関する法律 第13条第2 項	成田空港周辺9市町内にある以下の対象の範囲に含まれる農地で、以下の対象施設の 設置が見込まれる土地については、農振法第13条第2項に掲げる要件のうち、1号から 4号までの適用を除外する。 【対象の範囲】 ・高速自動車国道その他自動車のみ交通の用に供する道路(高架の道路その他の道 路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。)の出入口の周囲お おむね3km以内 ・空港ゲートと一般道との結節点半径5km以内 ・国道と国道の交差点半径3km以内 【対象施設】 ○ 物流/航空関連 物流施設、運送施設、ケータリング、リネン ○ 旅客関連 宿泊施設、商業施設、観光施設 ○ 従業員 住宅、商業施設、医療/介護施設、文化/教育施設 ※市町のまちづくりの方針に沿ったものに限る。	農林水産省	令和4年7月、9月及び令和5年1月に開催された国家戦略特区WGの結果を踏まえ、成田空港周辺に おける物流施設の設置に関して、貴県が進める地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤 強化に関する法律に基づく基本計画の作成に合わせて、その場合の土地利用調整の考え方を示した通 知を千葉県知事あてに発出することとします。
		02 ICや空港ゲートと一般道の結節点等 の周辺における空港関連産業等への活 用の弾力化 (農地転用許可基準の緩和)	成田空港周辺9市町内にある以下の三つのエ リアの土地利用の弾力化を図りたい ・インターチェンジの周辺範囲3km以内 ・空港ゲートと一般道との結節点半径5km以内 ・国道と国道の交差点半径3km以内	農地転用を行うにあつ ての許可を得るための手続 き	農地法第4条第6項 農地法第5条第2項	成田空港周辺9市町内にある以下の対象の範囲に含まれる農地で、以下の対象施設の 設置のために転用される土地については、立地基準の適用を除外する。 【対象の範囲】 ・高速自動車国道その他自動車のみ交通の用に供する道路(高架の道路その他の道 路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。)の出入口の周囲お おむね3km以内 ・空港ゲートと一般道との結節点半径5km以内 ・国道と国道の交差点半径3km以内 【対象施設】 ○ 物流/航空関連 物流施設、運送施設、ケータリング、リネン ○ 旅客関連 宿泊施設、商業施設、観光施設 ○ 従業員 住宅、商業施設、医療/介護施設、文化/教育施設 ※市町のまちづくりの方針に沿ったものに限る。	農林水産省	令和4年7月、9月及び令和5年1月に開催された国家戦略特区WGの結果を踏まえ、成田空港周辺に おける物流施設の設置に関して、貴県が進める地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤 強化に関する法律に基づく基本計画の作成に合わせて、その場合の土地利用調整の考え方を示した通 知を千葉県知事あてに発出することとします。
1	千葉県	03 空港敷地拡大に伴う移転代替地の 開発弾力化	空港の新たな展開候補地から移転が必要にな った住民・事業者のために、代替地確保にあつ ての制限を緩和したい	・農業振興地域からの除 外に伴う手続き ・農地転用を行うにあつ ての許可を得るための手続 き	農業振興地域の整備に関する法律施行令第10 条第1項第3号 農地法第4条第6項但書 農地法第5条第2項	農振法施行令及び農地法における「土地収用法第26条第1項の規定による告示があり、 かつ、その告示に係る事業の用に供されることとなったものがある場合」を、「集団で空港 の新たな展開候補地から移転するための代替地として、同程度の土地を同一市町内で 確保する場合」に読み替える。	農林水産省	土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業については、関係行政機関の意見の聴取を行 う等土地利用上の調整が適切に行われるとともに、土地を収用し、又は使用する公益上の必要がある事 業であること等の要件を満たしていることが土地収用法上の手続において明確であることから、当該事 業の実施に伴う農業振興地域整備計画の変更自体は、事後的かつ形式的な手続きといえるものとして農 振法施行令第10条第1項第3号においては軽微な変更として規定されているものであり、また、当該事 業の用に供する農地の転用については優良農地であっても農地転用許可を認めているところではありま す。 御提案の措置については、事前にこのような調整が行われるものではなく、通常の農用地区域からの 除外と変わらないものであることから、軽微な変更として農用地区域から除外することは困難であり、農 地転用についても土地収用事業と同等の公益性があるとは言えないため、対応は困難です。 なお、農業振興地域整備計画の変更は、市町村が行うものであることから、計画的な運用を行うこと により迅速化は可能と考えます。
		04 騒音区域拡大に伴う移転代替地の 開発弾力化	騒特法の防止特別地区内の移転補償の対象と なる建築物等の所有者が防止特別地区外に移 転する際の代替地確保にあつての制限を緩和 したい	・農業振興地域からの除 外に伴う手続き ・農地転用を行うにあつ ての許可を得るための手続 き	農業振興地域の整備に関する法律施行令第10 条第1項第3号 農地法第4条第6項但書 農地法第5条第2項	農振法施行令及び農地法における「土地収用法第26条第1項の規定による告示があり、 かつ、その告示に係る事業の用に供されることとなったものがある場合」を、「騒特法によ り定める防止特別地区内の騒特法第5条第1項各号に掲げる建築物等の所有者が、騒 特法第9条による移転の補償を受け、集団で騒音区域から移転するための代替地とし て、同程度の土地を同一市町内で確保する場合」に読み替える。	農林水産省	土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業については、関係行政機関の意見の聴取を行 う等土地利用上の調整が適切に行われるとともに、土地を収用し、又は使用する公益上の必要がある事 業であること等の要件を満たしていることが土地収用法上の手続において明確であることから、当該事 業の実施に伴う農業振興地域整備計画の変更自体は、事後的かつ形式的な手続きといえるものとして農 振法施行令第10条第1項第3号においては軽微な変更として規定されているものであり、また、当該事 業の用に供する農地の転用については優良農地であっても農地転用許可を認めているところではありま す。 御提案の措置については、事前にこのような調整が行われるものではなく、通常の農用地区域からの 除外と変わらないものであることから、軽微な変更として農用地区域から除外することは困難であり、農 地転用についても土地収用事業と同等の公益性があるとは言えないため、対応は困難です。 なお、農業振興地域整備計画の変更は、市町村が行うものであることから、計画的な運用を行うこと により迅速化は可能と考えます。
		05 農業分野の研究開発法人の研究開 発施設立地に伴う手続きの緩和	農業分野の研究開発施設を設置する法人が研 究開発施設整備の際の農地転用手続きを緩和 したい	研究開発施設は農業用施 設に当たらないため、当該 農地が第1種農地等の優 良農地である場合には原 則として許可を受けるこ とができない。	【農振農用地】 農地法第4条第6項但書 農振法第3条第4号 農振法施行規則第1条 【1種農地・甲種農地】 農地法第4条第6項但書 農地法施行令第4条第2号イ 農地法施行規則第33条	【農振農用地】 農振法施行規則第1条で定められる農業用施設に農業分野の研究開発施設を追加す る。 【1種農地・甲種農地】 農地法施行令第4条第2号イに掲げる「農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物 販売施設その他地域の農業の振興に資する施設」に農業分野の研究開発施設を追加す る。	農林水産省	御提案の事業目的や施設の規模など具体的などのようなものかわかりませんが、一般的に企業の研 究開発施設については、農用地区域から除外し、転用許可を得る必要があります。 しかしながら、御提案の施設が、耕作又は養畜の業務のために必要な施設である場合には、優良農地 を転用する場合であっても農業用施設として許可することが可能であることから、具体的な事業計画を踏 まえて許可の可否について判断することが必要と考えます。

⑩<<農林水産業>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は 困難とさせている規制等の 内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関 係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
2	経営DXラボ	Society5.0シティ国家プロジェクト	主に、地方の荒廃農地や耕作放棄地の再生・利 活用を前提に、道府県に各々2拠点以上のSDGs ローカルハブ「Society5.0シティ」の創成をGOAL に掲げた、地方創生の集大成としての国家プロ ジェクト(国の公共事業)を実施する。	Society5.0シティづくりに臨 み、農地の売買や転用を 制限する農地法の第3条、 第4条、第5条。	農地法の第二章「権利移転及び転用の制限等 (第三条～第十五条)」および、農業振興地域の 整備に関する法律。	農地の売買や転用を制限する農地法の適用に関し、国家戦略特区域内は適用除外とす る規制改革の実施。これにより、地方の荒廃農地や耕作放棄地を再生・利活用する 「Society5.0シティ」づくりの先駆けとなる「地域Society5.0リビングラボ(スーパーシティづく り拠点)」の中山間地域での整備は可能となる。	農林水産省	<p>農地は、国内の農業生産の基盤であるとともに、地域における貴重な資源でもあるため、将来にわたっ て農地を適正に確保する必要があります。このため、農地法では、農地の権利取得者が、農地を資産保 有・投機目的ではなく、農地を適正に利用することを担保する観点から、農地の権利取得につい て許可制としています。ご提案については、荒廃農地の増加や他用途に転用されるおそれがあり困難で す。</p> <p>また、農地転用については、食料生産のためになくはならない農地を無秩序な開発等から守るため、 都道府県知事等の許可制としていますが、地域振興のための開発ニーズ等にも対応できるよう、地域未 来投資促進法や農村産業法等に基づき計画的に転用する場合には、規制を緩和する特例を設けてお り、こうした特例を活用することで、本提案に係る事業は実現できるものと考えます。</p>